

## 「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下、「経営者保証」といいます。）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在する事を踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化する事を目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、平成25年12月5日付をもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<http://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

当組合では、経営者保証につきましては、このガイドラインを遵守して取扱う事としております。

### 1. 保証契約の必要性に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合で、経営者と保証契約を締結する場合、当組合は、以下の点について、借入人と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明する事としております。

#### ①保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお取引先が資金調達を要請された場合において、以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、借入人の意向も踏まえた上で検討する事とされています。

- i. 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ii. 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- iii. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- iv. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- v. 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

そこで、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、経営者保証の必要性を検討させて頂いております。

②保証金額については、ガイドラインに定められた、保証人の資産及び収入の状況、融資額、借入人の信用状況、物的担保等の設定状況、借入人及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定させて頂いており、必ずしも融資額と同額とは致しません。

- ③原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものでなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める事とされており、当組合の保証契約にはその旨が規定されています。
- ④経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談により経営者保証の必要性を再度判断いたします。
- ⑤事業承継が生じた場合、上記の i ないし v を総合的に勘案して、後継者との保証契約締結の必要性を検討させて頂いており、前経営者が負担する保証債務を、後継者が当然に引継ぐわけではありません。
- また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営支配権を有しているか、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力を勘案して、保証契約の解除について適切に判断させて頂いていただきます。
- 前経営者との保証契約解除を検討させていただきます。

## 2. 連帯保証人となられる方への重要なご説明

### ◎連帯保証人の法的な特徴について

- ①連帯保証人とは、借入人の債務について、借入人と連帯して同じ責任を負って頂く保証人です。
- ②従いまして、借入人が債務の返済を行わないときは、直ちに借入人の債務を返済する義務を負います。
- ③「まず先に借入人の財産から請求してください」と主張する事は出来ません。(法律的には、「催告の抗弁権が無い」と言います。)
- ④「まず先に借入人の財産から取立て下さい」と主張する事は出来ません。(法律的には「検索の抗弁権が無い」と言います。)
- ⑤「連帯保証人の人数均等割りで返済します」と主張することはできません。各連帯保証人はそれぞれ全額の保証責任を負担する事になります。(法律的には「分別の利益はない」と言います。)